

長沼ナイキ基地訴訟（1968年）

【事件】北海道夕張市長沼町の馬追山に、航空自衛隊の地对空ミサイル（ナイキ）基地を建設するため、防衛庁（当時）が「水源涵養保安林の指定」の解除を求めて認められたことについて、地元の住民らが当該処分の取り消しを求めた訴訟。

【判決】第一審の札幌地裁では、自衛隊が規模や装備、能力の点から憲法9条に違反しているとし、「保安林の解除処分」は「公益上の理由」を欠いて違法であるとした（福島判決）。第二審の札幌高裁で、「保安林の解除処分」による不利益を解消するための代替施設が完成し、訴えの利益がないとして、原告の訴えを退けた。また、自衛隊の合憲・違憲については統治行為論に属し、司法の判断には向かないとして、判断を避けた